

洞爺協会病院訪問看護ステーションコスモス 重要事項説明書

介護保険法・健康保険法・高齢者医療確保法に基づき指定を受けております。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北海道社会事業協会
- (2) 法人所在地 札幌市中央区北3条西2丁目10番地2
- (3) 電話番号 011-221-0611
- (4) 代表者氏名 理事長 吉田 秀明
- (5) 設立年 1922年

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 洞爺協会病院訪問看護ステーションコスモス
- (2) 事業所の所在地 虻田郡洞爺湖町高砂町126番地
- (3) 事業所番号 0163790108
- (4) 電話番号 0142-76-1120
- (5) 事業所管理者 橋本 礼真
- (6) 開所年月日 2019年4月1日
- (7) サービス提供地域 洞爺湖町、伊達市（大滝区を除く）、豊浦町及び壮瞥町

3. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1名（常勤勤務：看護師）
看護師	2.5名以上
理学療法士	2.3名
作業療法士	3名
言語聴覚士	1名（兼務）

4. 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び8月15日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時20分から午後17時00分までとする。
- (3) 前項に限らず、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、特段の事情がある場合は指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する。

5. 事業の目的と運営方針

- (1) 病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めたものに対し、看護師等が訪問して訪問看護サービスを提供します。
- (2) 訪問看護は、健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて訪問看護利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療の推進や快適な在宅生活が継続できるよう利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とします。
- (3) 事業所は、訪問看護の実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスの提供する関連機関、予防事業者等との密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

6. 訪問看護サービスの内容

(1) 症状の観察

- ・医療的処置（医師の指示により）
- ・褥瘡の予防・処置に対する管理、指導等
- ・各種カテーテル等の管理・指導等

(2) 療養上の看護

- ・清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・食事、排泄等日常生活の介助、指導等
- ・内服管理、指導等
- ・在宅酸素や人工呼吸器の管理、指導等
- ・喀痰の吸引方法の管理、指導等
- ・人工肛門・人工膀胱等の各種ドレーン管理、指導等
- ・療養生活及び介護方法の指導、生活リハビリテーションの実施指導法等
- ・各種装具や自助具の使い方指導
- ・理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに訪問したものであります。

7. 利用料については、介護保険・医療保険関係法令に定められた料金とします。

(1) 介護保険利用料金：介護保険の訪問看護サービスを利用する場合は、介護保険負担割合により自己負担額が異なります。

◆基本料金

① 訪問看護費

営業時間内	1回当りの基本料金	自己負担額：1割負担	自己負担額：2割負担
20分未満	3,140円	314円	628円
30分未満	4,710円	471円	942円
30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,646円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円	2,256円

※ 准看護師による訪問については、1回につき9割の料金になります。

<理学療法士等が行う訪問看護>

サービスの内容	1回当りの基本料金	自己負担額：1割負担	自己負担額：2割負担
1日に2回までの場合	2,940円	294円	588円

※理学療法士等による訪問が週6回まで、訪問が1日3回以上の場合は1回につき90/100の料金となります。

② 介護予防訪問看護費

営業時間内	1回当りの基本料金	自己負担額：1割負担	自己負担額：2割負担
20分未満	3,030円	303円	606円
30分未満	4,510円	451円	902円
30分以上1時間未満	7,940円	794円	1,588円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円

<理学療法士が行う訪問看護>

サービスの内容	1回当りの基本料金	自己負担額：1割負担	自己負担額：2割負担
1日に2回までの場合	2,840円	284円	568円

※理学療法士等による訪問が週6回まで、訪問が1日3回以上の場合は1回につき90/100の料金となります。

※理学療法士等の訪問による訪問看護料については算定要件に基づいて8単位減算となる場合があります。

※理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき15単位が減算となります。

◆加算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）	基本料金の25%増し
深夜（22時～6時）	基本料金の50%増し

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

加算の種類	加算額	自己負担額：1割負担	自己負担額：2割負担
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	5,740円／月	574円	1,148円
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円／月	500円	1,000円
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円／月	250円	500円
ターミナルケア加算（※1）	25,000円	2,500円	5,000円
初回加算（Ⅰ）	3,500円／月	350円	700円
初回加算（Ⅱ）	3,000円／月	300円	600円
退院時共同指導加算	6,000円／月	600円	1,200円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	60円／回	6円	12円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30円／回	3円	6円
複数名訪問加算	30分未満	2,540円／回	254円
	30分以上	4,020円／回	402円
長時間の訪問看護加算（※2）	3,000円／回	300円	600円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に対して、国の定める割合に基づき加算されます。		

※1 ターミナルケア加算は介護予防訪問看護では該当外となります。

※2 特別管理加算（Ⅰ）、（Ⅱ）が対象者になる

(2) 医療保険利用料金（精神以外）：医療保険の訪問看護サービスを利用する場合は、保険証の負担割合や自己負担

限度額等により、利用者負担額が異なります。

① 訪問看護基本療養費

	週3日目まで1日につき		週4日目以降1日につき			
基本療養費(Ⅰ)	看護師・理学療法士等	5,550円	看護師	6,550円	理学療法士等	5,550円

② 訪問看護管理療養費・訪問看護物価対応料 1

月の初日	7,710円/回・60円/回
2日目以降	3,010円/回・20円/回

③ 訪問看護基本療養費の加算

加算の種類	加算額	算定の要件
緊急訪問看護加算	14日までは2,650円/日 15日以降は2,000円/日	主治医の指示により緊急の訪問を行った場合。 なお、主治医の対応していない時間帯においては、連携先の保険医療機関の指示により緊急の訪問を行なった場合にも算定できる。
難病等複数回訪問加算	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円	厚生労働大臣が定める疾病等または特別訪問 看護指示書の交付を受けた利用者が対象
夜間・早朝加算	2,100円	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)に訪問看護を行う場合
深夜加算	4,200円	深夜(22時～6時)に訪問看護を行う場合

④ 訪問看護管理療養費の加算

加算の種類	加算額	算定の要件
24時間対応体制加算	6,800円/月	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、ご利用者様の同意を得た場合
特別管理加算	2,500円/月	特別な管理を必要とする場合
	5,000円/月	重症度の高い場合
退院時共同指導加算	8,000円/回	退院・退所に当たり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、指導を行った場合、入院中に1回算定※がん末期等は2回まで算定可
特別管理指導加算	2,000円/回	特別な管理を必要とする利用者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして算定
退院支援指導加算	6,000円/回	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者や退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院した日に療養上必要な指導を行った場合に算定
在宅患者連携指導加算	3,000円/月	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、患者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に算定
長時間訪問看護加算	5,200円/回	1回の訪問時間が90分を超える場合 (要件により1～3回/週)
複数名訪問看護加算	4,500円/回	看護師・PT・OT等(週1回)
	3,800円/回	准看護師(週1回)
ベースアップ評価料Ⅰ	1,830円/月	訪問看護ステーションの処遇改善

⑤ 訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費 1	1,500円/月	利用者の居住地を管轄する市町村へ情報を提供した場合
訪問看護情報提供療養費 3	1,500円/月	保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報提供した場合

⑤ 交通費

片道 10 km までは無料
片道 10～15 km : 100 円 15～20 km : 200 円

(3) その他の費用

- ① サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話、衛生材料費等の費用は、利用者負担となります。
- ② ご希望により死後の処置を行った場合、エンゼルキット：2800 円（税別）着物：1400 円（税別）をご負担頂きます。

8. 料金の支払いについて

原則として暦月毎に計算し請求しますので、翌月 27 日に指定の金融機関の口座より引き落とし致します。

9. キャンセル(利用中止)

利用予定日の前に、ご契約者の都合により訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、その限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

10. 事故発生時(緊急時)の対応について

事業者は、契約者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに緊急連絡先及び担当介護支援専門員へ連絡をするとともに、主治医に連絡するなどの措置を講じます。また、必要に応じて関係機関に連絡します。

11. 虐待・身体拘束を防止するための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待・身体拘束防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

12. 感染症及び非常災害対策に関する事項について

事業所は、非常その他緊急の事態に備え、事業継続計画を策定し職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練など実施します。

13. 苦情の受付について

当訪問看護ステーションにおける苦情やご相談は下記の窓口で受け付けします。

苦情の受付	苦情受付窓口	洞爺協会病院 地域医療福祉連携室長	釣賀 和也
		洞爺協会病院訪問看護ステーションコスモス	橋本 礼真
	受付時間	月曜日から金曜日 8時20分から17時00分	
行政機関 その他 苦情受付期間	洞爺湖町 介護保険担当課	0142-76-2121	
	伊達市 介護保険担当課	0142-23-3331	
	豊浦町 介護保険担当課	0142-83-2121	
	壮瞥町 介護保険担当課	0142-66-2121	
	北海道国民健康団体連合会	北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階	
	介護保険課企画・苦情係	011-231-5161 受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝を除く)	

14. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス提供の際、看護師等に対するセクハラや宗教への勧誘を固くお断り致します。
- サービス提供の際、看護師等に過失のない状況で看護師等にペットが怪我を負わせてしまった場合、飼育者が治療費やその他の保証を行う義務が発生します。トラブル防止の為にサービス提供時はペットをゲージに入れる等のご協力をお願い致します。
- サービス提供の際、看護師等への身体的暴力、暴言、ハラスメント、契約範囲外のサービスの強要行為等利用者又はそのご家族や利用者の関係者と事業者との信頼関係が毀損される事由が発生したと事業者が判断し、サービス利用契約の目的を達することが困難な場合には契約解除となる場合があります。

【説明確認欄】

西暦 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 虻田郡洞爺湖町高砂町 126 番地
名称 洞爺協会病院訪問看護ステーションコスモス

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者 住所： _____

氏名 _____

家族又は代理人 住所： _____

氏名 _____